

橋本市条例第 31 号

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり  
公布する。

令和 7 年 9 月 17 日

橋本市長 平木哲朗

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立児童館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第122号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
大野児童館	略	大野児童館	略
		浦の段児童館	橋本市高野口町名古屋1003番地
		平山城児童館	橋本市高野口町応其443番地の57
2 略		2 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。